

## 変更届出等提出書類一覧表（法人業者用）

変更事項  届出書類	商 号	主 たる 事 務 所	代 表 者		役 員		政令で定める 使用人		専任の宅地建物取引士		従たる事務所（支店、営業所）					姓 名				免 許 証 の 再 交 付	営 業 保 証 金 の 差 替	注 意 事 項					
											設 置			廃 止	移 転	名 称	代 表 者	役 員	政 令 で 定 め る 使 用 人				専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士				
											政令で定める使用人	専任の宅地建物取引士	事 務 所														
宅地建物取引業者名簿 登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 変更があつてから、30日以内に届出をしてください。 （変更日は登記があつた日ではなく、実際に変更があつた日です。） ② 各証明書は3カ月以内に発行されたものを使用してください。 ③ 審査のうえで、別に書類の提出を求める場合があります。		
身分証明書			○		○		○		○		○															本籍地の市区町村で発行できます。	
登記されていない事の証明書			○		○		○		○		○															全国の法務局・地方法務局（本局）で発行できます。	
略歴書			○		○		○		○		○															就任を含む現在までの職歴を詳細に記入してください。 取締役→監査役など、役職の変更時にも必要です	
専任の宅地建物取引士 設置証明書									○	○		○														変更後の人数で記入してください。	
履歴事項全部証明書 <small>（現在事項全部証明書では申請できません）</small>	○	○	○	○	○								○	○	○	○										変更事項の新旧年月日を確認出来るもの。 ※変更事項の新旧年月日（就任日、退任日等）を履歴事項全部証明書で確認できない場合、変更事項を確認できる閉鎖事項全部証明書が必要です。	
閉鎖事項全部証明書	○		○	○	○																						申請者名で記入してください。
誓約書			○		○		○					○														申請者名で記入してください。	
事務所を使用する 権限に関する書面		○ ※											○ ※		○ ※												※下記の書類の添付が必要です。 ・自己所有物件：建物の登記簿謄本 ・賃貸借物件：賃貸借契約書の写し（貸主の原本証明が必要）
事務所付近の地図（案内図）		○											○		○												
事務所の写真 <small>（平面図・間取図等も必要です）</small>		○											○		○												3カ月以内に撮影したもの。 業者票、報酬額表が掲示されている場所が分かるもの、 業者票の記載内容が判断できるものを提出してください。 分かりにくい場合は写真を多めに添付してください。
戸籍謄（抄）本																		○	○								本籍地の市区町村で発行できます。
免許証書換え交付申請書	○	○	○															○									様式第三号の二
免許証再交付申請書																											様式第三号の三
営業保証金供託済届													○														様式第七号の六
供託書													○														原本を提示し、写しを提出してください。

↑  
◎専任の宅地建物取引士については取引士  
本人の資格登録簿の内容（勤務先・住所・  
氏名・本籍等）を変更していない場合、  
事前に変更届出書が必要です。  
↑

## 変更届出等提出書類一覧表（個人業者用）

変更事項  届出書類	名  称	主 た る 事 務 所	政令で定める 使用人		専任の宅地建物取引士		従たる事務所（支店、営業所）					姓 名			免 許 証 の 再 交 付	営 業 保 証 金 の 差 替	注意事項	
							設 置			廃 止	移 転	名 称	代 表 者	政 令 で 定 め る 使 用 人				専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士
							政 令 で 定 め る 使 用 人	専 任 の 宅 地 建 物 取 引 士	事 務 所									
宅地建物取引業者名簿 登録事項変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 変更があってから、30日以内に届出をしてください。 （変更日は登記があった日ではなく、実際に変更があった日です。） ② 各証明書は3カ月以内に発行されたものを使用してください。 ③ 審査のうえで、別に書類の提出を求める場合があります。	
身分証明書			○		○		○	○									本籍地の市区町村で発行できます。	
登記されていない事の証明書			○		○		○	○									全国の法務局・地方法務局（本局）で発行できます。	
略歴書			○		○		○	○									就任を含む現在までの職歴を詳細に記入してください。 取締役→監査役など、役職の変更時にも必要です	
専任の宅地建物取引士 設置証明書					○	○		○									変更後の人数で記入してください。	
誓約書			○				○										申請者名で記入してください。	
事務所を使用する 権限に関する書面		○	※					○	※									※下記の書類の添付が必要です。 ・自己所有物件：建物の登記簿謄本 ・賃貸借物件：賃貸借契約書の写し（貸主の原本証明が必要）
事務所付近の地図（案内図）		○						○										
事務所の写真 （平面図・間取図等も必要です）		○						○										3カ月以内に撮影したもの。 業者票、報酬額表が掲示されている場所が分かるもの、 業者票の記載内容が判断できるものを提出してください。 分かりにくい場合は写真を多めに添付してください。
戸籍謄（抄）本												○	○	○			本籍地の市区町村で発行できます。	
免許証書換え交付申請書	○	○										○					様式第三号の二	
免許証再交付申請書														○			様式第三号の三	
営業保証金供託済届															○		様式第七号の六	
供託書															○		原本を提示し、写しを提出してください。	

↑ ↑

◎ 専任の宅地建物取引士については取引士  
本人の資格登録簿の内容（勤務先・住所・  
氏名・本籍等）を変更していない場合、  
事前に変更届出書が必要です。